

市内高齢者施設 施設長 様
市内介護保険事業所 管理者 様

千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険事業課長

高齢者施設等における面会制限について

日頃より本市の高齢者福祉にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、この度1月7日より発令されていまして緊急事態宣言につきまして、3月21日をもって解除されました。各高齢者施設におかれましては緊急事態宣言中を含め昨年より、感染防止策を継続していただき重ねて感謝申し上げます。

この度、緊急事態宣言は解除されましたが、これによりウイルス感染の恐れがなくなったわけではありませんので、引き続き感染症対策について徹底し行っていただけるようお願いいたします。

また、感染防止策のうち、面会制限の実施については、長きにわたり行っていることから、ご利用者様の心身の影響も多大に考えられるところでありますので、一定の面会の制限を行いつつも、ご利用者様の家族とのつながりや交流が心身の健康に与える影響を鑑み「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連盟事務連絡）に記載する下記留意事項に注意しつつ、面会の実施について一律に行わないとするのではなく、感染防止策を講じながらの実施についてご検討いただけるようお願いいたします。

（面会を実施する場合の留意事項）

- 面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。
- 面会者がのどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等の感染症が疑われる症状を有する場合やその他体調不良を訴える場合には面会を断ること。
- 面会者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておくこと。
- 面会者は原則として以下の条件を満たす者であること。
 - ・感染者との濃厚接触者でないこと
 - ・同居家族や身近な方に、発熱や咳・咽頭痛などの症状がないこと
 - ・過去2週間内に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと
 - ・過去2週間以内に発熱等の症状がないこと
 - ・過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴がないこと。
 - ・人数を必要最小限とすること。
- 面会者には、面会時間を通じてマスク着用、面会前後の手指消毒を求めること。
- 面会者の手指や飛沫等が入所者の目、鼻、口に触れないように配慮すること。
- 寝たきりや看取り期以外の場合は居室での面会は避け、換気可能な別室で行うこと。
- 面会場所での飲食は可能な限り控えること。大声での会話は控えること。
- 面会者は施設内のトイレを極力使用しないようにすること。やむを得ず使用した場合はトイレのドアノブも含め清掃及び必要に応じて消毒を行うこと。
- 面会時間は必要最小限とし、1日あたりの面会回数を制限すること。
- 面会後は、必要に応じて面会者が使用した机、椅子、ドアノブ等の清掃又は消毒を行うこと。

添付資料

- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連盟事務連絡）